

神戸川の河川環境等に関する協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「神戸川の河川環境等に関する協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 平成29年3月10日付けで島根県、出雲市、飯南町、美郷町及び中国電力株式会社の5者が締結した確認書（以下「確認書」という。）第3条に基づき、神戸川の河川環境等に関して、水利使用者、流域関係者、河川管理者等（以下「流域関係者」という。）が、学識者を交えて神戸川の河川環境の保全等についての情報共有、意見交換を行い、関係者間の信頼関係の醸成を図ることを目的とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、情報共有や意見交換を行うものとする。ただし、確認書第4条第2項及び第5条により「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」において協議することとした事項を除く。

- (1) 神戸川の河川環境に関する事項
- (2) 流域関係者による神戸川の環境保全等の取り組みに関する事項
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

2 協議会は、「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」に、意見を提出する。

(組織)

第4条 委員の構成は別表のとおりとし、委員は島根県土木部長が委嘱する。

- 2 協議会は、委員21人以内及びオブザーバーで組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

(座長)

第5条 協議会に座長を置き、学識を有する委員の中から選任する。

- 2 座長は協議会の運営と進行を総括する。
- 3 協議会に副座長を置き、委員の中から座長が指名する。
- 4 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会は原則公開とし、公開方法については協議会で定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、島根県土木部斐伊川神戸川対策課に置く。

- 2 事務局は、協議会運営に係る庶務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

委員

学識を有する者（水環境・生物・河川工学・社会科学）
水利使用者を代表する者（農業者・中国電力）
神戸川漁業協同組合を代表する者
流域住民を代表する者（出雲市、飯南町の推薦する者）
島根県を代表する者
出雲市を代表する者
飯南町を代表する者
美郷町を代表する者
河川管理者

オブザーバー

中国地方整備局出雲河川事務所
